

Title	アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題： マツチエルニー修道院カーチュラリーの場合
Sub Title	The forgery of the Anglo-Saxon charters : a case study of Muchelney abbey cartulary
Author	近藤, 佳代(Kondo, Kayo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.83, No.4 (2015. 1) ,p.67(383)- 100(416)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150100-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

受けている場合もある。本稿ではマツチエルニー修道院カーチュラリーを例にとり、そこに収録されたアングロ・サクソン期チャーターの偽作問題について考察を試みるものである。

サマセット州中央部、パレット川がヨー川と分岐する南にかつて三角州がありその一つの小島マツチエルニーのフロダ（院長）に六九三年ウエセックス王イネ（在位六八八年―七二六年）が四〇ハイドの土地を譲渡しマツチエルニー修道院を創建したと言われている⁽⁷⁾。その後数人のアングロ・サクソン王から近辺の土地を譲渡され、一〇八六年ドゥームズデイ調査では数箇所⁽⁸⁾に数十ハイドを保有し、その後も様々な史料に修道院長名が記される修道院として存在していた⁽⁸⁾。

マツチエルニー修道院では一三〇〇年頃⁽⁹⁾一人の書記へAへによりカーチュラリーが作成された。へAへはアングロ・サクソン期チャーター七通を含む様々な時代の一〇四の文書を転写し、異なるインクでさらに二通のアングロ・サクソン期チャーターが追加された（以降A群と略す。全一〇六文書中最新のものは一二八二年）。その後書記へBへが二通のチャーター、A群の内容リスト、二文書を、フォリオ二枚に書き（以降B群と略す。最新

のものは一二九七年）、最終的にカーチュラリーが綴じられる際A群の前に配置された。B群作成後、様々な手による二七文書が追加（以降C群と略す。最新のものは一四四五年）され、一四四五年以降カーチュラリーは綴じられた⁽¹⁰⁾。文書はラテン語で、一部は境界表示のため古英語が使用されている⁽¹¹⁾。カーチュラリーは一般に「後からの書きこみや再装丁を繰り返して後代の別の冊子と一緒にになっている」ことが多く、「カーチュラリーの中に時代層が形成され、特定の時代を確定することが難しい⁽¹²⁾」。しかしマツチエルニー・カーチュラリーは前述のようにB群、A群、C群の順で一冊に綴じられ現在 British Library, Additional Manuscript 56488 写本でのみ現存し、特にアングロ・サクソン期チャーター九通を含むA群は同一人物の手により一三〇〇年頃に作成されたとほぼ確定されている点でより扱い易い史料と言えよう。

しかしA群でさえ前述のようにアングロ・サクソン期チャーターは偽作問題から免れ得ない。チャーターの真偽は今まで主に文書形式学的 (diplomatic) 方法により判断されてきた。カーチュラリー内のもものではそのチャーターのフォーマットや書体を判定できないが、称号を含む定式句、文言 (特定の語句) また証人名などが当該

時代のものか否かなどで真偽判定がなされた。⁽¹³⁾しかし筆者が考察しようとするチャーターは一三〇〇年頃作成されたカーチュラリーに収録されたものであり、カーチュラリー全体を分析することなく偽作問題を考察することはできないと思われる。そこで本稿では、カーチュラリー全体から得られる情報を基にアングロ・サクソン期チャーターが作成された状況を分析し、チャーターの偽作問題に文書形式学的方法以外の角度から光をあてたいと考える。

次の一章ではA群のアングロ・サクソン期チャーターの真偽に関する先行研究を紹介する。第二章ではA群諸文書の年代、分類・内容、構成を見る。前述のようにアングロ・サクソン期チャーター全九通は一人の書記により作成されたA群に収録されており、その後書いたB群書記やさらに後代のC群諸書記による修正の跡はないため、本稿では専らA群を分析の対象とする。そして必要に応じてB群、C群にも触れる。第三章ではアングロ・サクソン期チャーターの「偽作」時期と「偽作」理由について検討し、結論を得る。

史料は主に British Library, Additional Manuscript 56488 とベイツ前掲書を使用することとし、その他の史

料については(註)を参照されたい。

一章 アングロ・サクソン期チャーターの真偽に関する先行研究

今までA群のアングロ・サクソン期チャーター九通の真偽はどのように考えられてきたのであるうか。以下、カーチュラリー・ナンバー順⁽¹⁴⁾にチャーターの要約を挙げ、その真偽に関する先行研究を紹介する。

no. 1 (S 249)⁽¹⁵⁾ (七二五年) イネ王がイルミンスター所領(以下「所領」を略す)の二〇ハイドを修道院長へ譲渡(古英語境界付)

no. 2 (S 455) (九三四×三九年) エセルスタン王がカリ⁽¹⁶⁾の土地の半分と(ファイヴヘッド⁽¹⁷⁾)のストーリーの五ハイド、またムーダという名の俗人がもっていた六ハイドを修道院へ譲渡(古英語境界付)

no. 3 (S 729) (九六四年) エドガー王が修道院へ修道院の特権を確認

no. 4 (S 884) (九九五年) エセルレッド王がイルミンスター、キャメルが修道院に返還されるべきことを確認

no. 5 (S 240) (六九三年) イネ王がアイル⁽¹⁸⁾(・アボッツ)の三ハイドを含む近辺の四〇ハイドを修道院長へ譲渡

no. 6 (S 261) (七六二年) キネウルフ王がアイルの八ハイドを修道院長へ譲渡

no. 7 (S 740) (九六六年) エドガー王がアイルの一〇ハイドをエルフウォルド司教⁽¹⁹⁾へ譲渡(古英語境界付)

no. 105 (S 1176) (七〇八年) ベルトハンが修道院長へパレット川の漁場権を譲渡

no. 106 (S 244) (七〇二年) イネ王が修道士ベガへハムの一ハイドとパレット川の漁場権を譲渡

no. 4はカーチュラリー中唯一別に一葉が存在するチャーターである⁽²⁰⁾。その一葉はほぼオリジナル原本と考えられ、no. 4はそれと文言がほぼ一致し真性は疑えない。

nos. 5、6、105、106もほぼすべての研究者が真正と判定している⁽²¹⁾。

no. 1についてはほぼすべての研究者が偽作と判定している。文言がグラストンベリー修道院チャーターS 251とほぼ同一、証人名がグラストンベリー修道院チャーターS 250とほぼ同一で、おそらくマツチエルニー修道院側が

これらのチャーターをコピーしたのではないかと考えられている⁽²²⁾。エドワーズは一〇世紀にイルミンスターをめぐるマツチエルニー修道院と俗人間で紛争が起き、結局その所領は修道院に返還されるべきことを九九五年エセルレッド王が確認した経緯があり(no. 4、S 884)、no. 1は一〇世紀末の紛争時に修道院の主張を裏付けるために作成されたと偽作理由を推測する。彼女によればno. 1はグラストンベリーS 251の文言を借り、S 250から証人名を選び、一〇世紀の状況に従って所領名(紛争地イルミンスター)を記し、一〇世紀の実践に従って詳細な古英語の境界条項を追加した偽作チャーターである⁽²³⁾。なお古英語境界条項は証人リストを含む本文と同時期に作成されたとは限らず、それを研究したグランディはno. 1の境界条項の文言が一三世紀以前のものと⁽²⁴⁾する。

no. 2もステイヴァンソンやシャプレなどは偽作とする⁽²⁵⁾。ステイヴァンソンは、定式句が当エセルスタン王時代のものではないこと、通常のチャーターは修道院長宛であるがここでは修道院と修道士たちへの譲渡となっていること、文中の「福音書に譲渡確認を記す」行為はノルマン征服後の実践を暗示するという点を偽作判定の理由とする⁽²⁶⁾。グランディは古英語境界条項の地名を一一五〇年

一二五〇年のものとする。⁽²⁷⁾

no. 7 をステイーヴンソンは、王の称号がエドガーではなくエセルスタンのものであり、奉仕免除条項が通常のエドガー王チャーターに使用されるのではなく、また一部の偽作チャーター同様の罰則規定が使われていることから偽作とする。⁽²⁸⁾しかしこれに対してステンソンは、九世紀のヴァイキング侵攻により多くのチャーターが失われその後それを記録に残そうとする試みがなされ始めたとして述べ、それら再生チャーターはその時期によく知られた文書形式で書かれる場合もあり、形式が同時代のものではないと言う理由でチャーターを（偽作と）切り捨てることは賢明ではないと考え、ステイーヴンソンのような「文書形式学的方法 (diplomatic approach)」による結論を退ける。⁽²⁹⁾またこのチャーターは宛先すなわち受領者名が修道院長 (abbas) ではなく司教エルフウォルド (episcopo Alwoldo) となっているが、この点に関してはどの研究者も理由を挙げた見解を示していない。フインバークは受領者をシャーボーン司教エルフウォルドと⁽³⁰⁾する。またフインバークは no. 3 の文中にある Alwold presul⁽³¹⁾ を同じシャーボーン司教と考えるが、ノウルズたちはこれをマツチエルニー修道院長エルフウォルドと

アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題

する。⁽³²⁾ いずれにせよ九六〇年代マツチエルニーに修道院長は居たであろうがその名は他の史料からも不明であり、シャーボーン司教と修道院との関係も判明していない。しかしながら no. 7 の譲渡地アイルにシャーボーン司教が何らかの関わりをもっていたという証拠は今のところ存在せず、また no. 7 をマツチエルニー修道院長が保管あるいは作成したであろうことを考慮するとエルフウォルドは修道院関係者とみることが許されよう。このようにあまいな受領者名や前述の文書形式の問題を鑑み、ほぼ確実に真正とは言えないがゆえに no. 7 も偽作として本稿では検討する。なおグランディは古英語境界条項に関して⁽³³⁾は一三世紀以前に書かれたと主張している。

最後に no. 3 は、エドガー王が修道士による修道院長選出と修道院から司教の権力を排除する特権を確認したチャーターで、多くの研究者が偽作と判定している。しかしこのような修道院特権問題は、教皇と司教に関わる多くの問題を含み、土地譲渡に関する他の八通のチャーターとは異なる視点からのアプローチが必要となるため別稿をあらためて検討したいと考える。

このように先行研究によると nos. 1、2、7 が偽作と判定された。それではカーチュラリー全体からみるとどの

ように考えられるであろうか。まずカーチュラリーA群の特性を知るため次の第二章で収録されている諸文書の年代、分類・内容、構成をみてみよう。

第二章 カーチュラリーA群諸文書の年代、分類・内容、構成

カーチュラリー研究は一九八〇年代後半本格化し、一九九一年パリでの古文書学研究会では先駆的研究が発表され主要な問題が提起された。⁽³⁴⁾一九九九年にはプリンストン大学で開催された国際文書形式学会でもカーチュラリーがテーマとして取り上げられた。⁽³⁵⁾これら学会での議論は、パリ研究会に出席された岡崎敦氏や、最近では松尾佳代子氏の論考で詳しく整理されている。⁽³⁶⁾このような研究成果を踏まえ、マツチュエルニー・カーチュラリーを分析する際留意すべき特徴を二点挙げる。第一に、カーチュラリーの機能としては既得財産保全のために文書集を必要としたという実務的側面が大きい。しかしA群冒頭にはアングロ・サクソン諸王が発給した七通のチャーターが置かれ、続いてマツチュエルニーを管轄するバース司教関連の六文書が配置されるなど、王・司教權威の「威光を借りて修道院の権利を主張する」という記念機

能⁽³⁷⁾も合わせもっていた点に留意が必要である。第二に、既得財産保全のために、A群作成時にオリジナル文書を選別し、都合のいい文書のみを取り上げ不要なものや収録しないという取捨選択が行われたか否かについて検討が必要である。マツチュエルニー・カーチュラリーの場合、諸文書のオリジナルは前述のように現在トーントンのサマセット・レコード・オフィスに保管されている一葉のチャーターのみである。それゆえオリジナル文書と組み合わせ、それがすべて転写されたのかあるいは取捨選択を受けたのかを実証することはできない。しかしA群がカバーしている六九三年―一二八二年の文書ではあるがA群に収録されず、後に作成されたB・C群に収録されている文書が一〇存在している。それではこの一〇の文書はA群作成時に意図的に切り捨てられたものであるうか。これら一〇の文書は、特定の修道院長時代のものではなく譲渡所領も各地に亘っているので、A群作成時に意図的に選別され収録されなかった文書であるとは考えられない。⁽³⁸⁾これらはおそらくA群作成時に修道院書庫に存在していたものの単に見落とされて収録から漏れ、その後B群作成者、C群作成者が見落としを発見し新たに収録したものであろう。このようにおそらくA群作成

者によるオリジナル文書の意図的な取捨選択は行われなかったと思われる。エドワーズは「マツチエルニーのアーカイヴは実質上誠実 (honest) で信頼できる (reliable) と思われる」と述べる。唯一残存する一葉のオリジナル・チャーターが、A群 no. 4 において忠実に写されていることもこれを裏付けている。

以上のような特徴をもつマツチエルニー・カーチュラリーA群諸文書の年代、分類・内容、構成を次にみてみよう。

二一一年代 (アングロ・サクソン期以降) (表参照)
アングロ・サクソン期のチャーターについては一章で挙げた年代を参照されたい。続く文書を各修道院長期に分けると以下のようになる。

(一) ヒュー修道院長 (一一七五—九〇)⁽⁴⁰⁾ 期
一文書 no. 8

(二) リチャード修道院長 (一一九五—一二三五) 期

二八文書 nos. 9、12、14、16、27、34、37、38、41、42、50、57、58、61、68、74、76、81、95、96

(三) リチャード (二世) 修道院長 (一二三五—一三七七) 期

アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題

文書なし

(四) ウォルター修道院長 (一二三七—一五二) 期

一八文書 nos. 10、13、18、20、39、40、43、44、47、51、56、73、77

(五) ジョン修道院長 (一二五二—一七四) 期

二五文書 nos. 11、17、22、23、25、26、35、36、45、

48、59、60、62、64、69、72、86、87、92、94、97

(六) ウィリアム修道院長 (一二七四—一九四) 期

一三文書 nos. 21、46、65、67、85、98、104

年代不明

一二文書 nos. 24、49、78、80、82、84、88、90、91

九九五年 (no. 4) 以降ノルマン征服を経て一一七五年ヒュー修道院長登位までの一八〇年間の文書は一通のみである。⁽⁴²⁾ リチャード修道院長期一一二〇年ころから大量に文書が作成され始めたことがわかる。

二一二期 分類・内容 (表参照)

ベイツはA群をチャーター、カイログラフ、⁽⁴³⁾ 確認書、最終和解譲渡書などに分類している。最も多い類型がチャーターで、カイログラフ、確認書と続く。内容を見ると、修道院長への土地譲渡が多いことがわかる。それと

内容
修道院長がマツチェルニーの聖具係ヘイーストモアの6エーカーの牧草地を譲渡
修道院長がマツチェルニーの厨房へ牧草地、屋敷地 (messuage) など譲渡
(79 のリスト)
リチャード・リベル (父) がダウンヘッドの騎士役奉仕を確認
ヘンリー・オルティアックがダウンヘッドの騎士役奉仕を確認
イネ王がイルミンスターの20ハイドを譲渡
エセルスタン王が修道院へカリーの半分とストーウイの5ハイド、また別の6ハイドを譲渡
エドガー王が修道院へ修道院の特権を確認
エセルレッド王が修道院にイルミンスター、キャメルの返還を確認
イネ王がアイル (・アボツツ) の3ハイドを含む近辺の40ハイドを譲渡
キネウルフ王がアイルの8ハイドを譲渡
エドガー王がアイルの10ハイドを譲渡
バース司教が修道士たちにサマートン教会の手当を確認
バース司教が修道院にサマートン教会の代理司祭禄を確認
バース司教がサマートン教会の代理司祭禄を確認、またアテルニー修道院の取り分を確認
サマートン王領地の十分の1税をめぐってアテルニー修道院と和解、獲得
バース司教がウェルズ教会参事会員禄としてイルミンスター教会保有を承認
バース司教がファイヴヘッドやアイルなどの諸教会の聖職推挙権を授与
ジャーヴァス・イヴァスがヒュー・モントソレルヘブレイドンの1ハイドなどを譲渡
ヒュー・モントソレルが修道院ヘブレイドンの土地などを譲渡
ジャーヴァスの子アダム・イヴァスが no. 15 チャーターを確認
イルミンスターの代理司祭禄増について代理司祭と係争、代理司祭禄再評価
ロバート・ウイドランドがクレイハンガーの13エーカーの土地譲渡
フルク・クレイハンガーが no. 18 チャーターを確認
フルク・クレイハンガーがロバート・ウイドランドへクレイハンガーの13エーカーの土地譲渡
バース司教とのドレイトン境界係争解決
バース司教が礼拝堂司祭 (チャプラン) に修道院長への服従を布告
カリー教会主任司祭ウォルターとチャペルの権利をめぐる係争解決
ロバート・ドレイトンがドレイトンの1エーカーの土地譲渡

[表] マッチェルニー・カーチュラリー

no.	日付(年)	修道院長名	分類
107	1266	ジョン	チャーター
108	1277	ウィリアム	チャーター
—	—	—	—
109	1211	リチャード	確認
110	1297	ラルフ	覚書
1	725	フロダ	チャーター
2	934×39	不明	チャーター
3	964	エルフウォルド?	チャーター
4	995	レオフリック	チャーター
5	693	フロダ	チャーター
6	762	エドワルド	チャーター
7	966	エルフウォルド?	チャーター
8	1175-90	ヒュー	確認
9	1195-1205	リチャード	確認
10	1239	ウォルター	確認
11	1254	ジョン	和解
12	1201	リチャード	チャーター
13	1239	ウォルター	布告
14	1195-1228	リチャード	チャーター
15	1228	リチャード	チャーター
16	1195-1228	リチャード	確認
17	1268	ジョン	税(再評価)
18	1237-42	ウォルター	チャーター
19	1237-42	ウォルター	確認
20	1237-42	ウォルター	チャーター
21	1279	ウィリアム	カイログラフ
22	1262	ジョン	布告
23	1271	ジョン	合意
24	不明	不明	チャーター

引き換えに修道院長が数マルク支払うことや牧草地と交換することもあった。また耕作地や牧草地、放牧地をめぐり係争が起きたことも記されている。このように修道院の権益は常に安泰ではなかった。また所領地のみならず種々の権利、すなわち聖職禄、騎士役奉仕などをめぐる係争もあったことがわかる。修道院への地代納入を確認したものと修道院への金銭、蠟燭の譲渡も比較的多い。

詳細は本文および表を参照されたい。

二―三 構成

松尾佳代子氏によれば、カーチュラリーに収録された文書が「全く無秩序に並んでいることはまれで、年代順のほかに、教皇や王、伯など発給者のヒエラルヒーに応じた分類、あるいは特定の司教や修道院長に焦点

放牧地をめぐるテンブル騎士団長と和解
放牧地をめぐるウィリアム・レイドと和解
クリスティーナ・ヴィックがシーなどの土地譲渡
リチャード・リベル（子）が no. 109 のダウンヘッドの騎士役奉仕を確認
ダウンヘッドの騎士役奉仕をめぐるリチャード・リベル（父）との最終和解
リチャード・リベル（子）がバルミードの3エーカーの牧草地と年12ペンス譲渡
リチャード（子）がリチャード・バルからの年地代1マルクを譲渡
リチャード（子）による no. 31 の証明
リチャード・ローサムがキャサンガーの生産物を毎年譲渡
no. 33 の最終和解、修道院長がキャサンガーの土地の権利放棄
no. 33 のリチャードの甥ジェフリがキャサンガーの生産物の年納入
ジェフリと修道院長による no. 35 の最終和解、修道院長は土地を譲渡
リチャード・バルがアンダーシーから年3シリング譲渡
ジェフリ・サンクトクレアが聖具係へサマートンの8エーカー譲渡
ロバート・サンクトクレアが修道士や人々に彼の土地の自由通行を許可
ロバート・サンクトクレアが厨房へ蠟燭年1ポンド納入
ロジャー・ブライアがダンポールから年16シリング譲渡
no. 41 のロジャーの妻コンスタンスがダンポールの1ファーロングの土地譲渡
ニコラス・パンソットがイースト・キャメルの土地譲渡
ニコラスの元領主トーマス・アトラムの妻が no. 43 を確認
ウィリアム・キャントループが修道院長とウィリアム・パンソットにイースト・キャメルの土地の権利放棄
ヘンリー・フランクがイースト・キャメルの土地の権利放棄
ウィリアム・ハケットがリトル・マーストンの半ヴァーゲイトの土地と年3シリング、12ペンス譲渡
修道院長がウォルター・ラヴニヘシーなどの土地譲渡
ウィリアム・モンタキュートがドニヤットから鹿あるいはハチミツの地代納入
ヘンリー・オルティアックがハンドレッドの人々に規則違反の罰金4ペンス以下を科料
ヘンリー・キャメルがウェスト・キャメルの土地権利放棄
ロジャー・ホルトンがホルトンの保有地の権利放棄
ウィリアム・ハケットがラムブルックの水利権放棄
ラルフ・ヴァースが修道院ヘトーマス・ボローニヤの地代から年2シリングを譲渡
ラルフ・ヴァースがトーマス・ボローニヤへ年2シリングの修道院への譲渡を通知

25	1258	ジョン	合意
26	1254	ジョン	カイログラフ
27	1202	リチャード	チャーター
28	1213	リチャード	チャーター
29	1211	リチャード	最終和解譲渡
30	1220	リチャード	チャーター
31	1215	リチャード	チャーター
32	1221	リチャード	手紙
33	1218	リチャード	チャーター
34	1218	リチャード	最終和解譲渡
35	1268	ジョン	チャーター
36	1268	ジョン	カイログラフ
37	1195-1235	リチャード	チャーター
38	1195-1223	リチャード	チャーター
39	1239	ウォルター	チャーター
40	1237-52	ウォルター	チャーター
41	1195-1235	リチャード	チャーター
42	1200	リチャード	チャーター
43	1240	ウォルター	チャーター
44	1240-52	ウォルター	確認
45	1252-74	ジョン	チャーター
46	1277	ウィリアム	チャーター
47	1241	ウォルター	チャーター
48	1262	ジョン	カイログラフ
49	不明	不明	チャーター
50	1222-1242	リチャード	チャーター
51	1237-52	ウォルター	チャーター
52	1244	ウォルター	権利放棄
53	1241	ウォルター	権利放棄
54	1240年頃	ウォルター	チャーター
55	1240年頃	ウォルター	チャーター

「をあてるといった何らかのテーマをもつて転写されるのが一般的⁽⁴⁴⁾」である⁽⁴⁵⁾。

それではA群はどのような構成になっているのであろうか。まず目につくのが、アングロ・サクソン期チャーター (nos. 1~7、105、106) と、それ以降ヒュー修道院長期 (一一七五―九〇) から一二八二年までの文書 nos. 8~104 がまとめられていることである。まず古いアング

ロ・サクソン時代と、それ以降の文書の分別がなされていることがわかる。それでは次に、アングロ・サクソン期のチャーターと後代の諸文書はどのように分類されているのであろうか。

A群冒頭に配置されているのはアングロ・サクソン期チャーター七通 nos. 1~7 である。その中でも nos. 5~7 はアイル所領について年代順に配列されている。no. 5 は A

ファラマス・ボローニヤガリチャード・ミドルトンに修道士たちへの年4シリングの譲渡を承認
ユースタス・ダウリッシュと耕作地・牧草地交換
ロバート・フォックスカムがアッシュウエルの年4シリングの地代権放棄(3マルク、1ベザント支払いと引換え)
ジョン・ブレーメラムがアッシュウエルの土地譲渡
アッシュウエルの司祭ロバートがno.59の土地占有権受領
修道院長がトーマス・アルボモナステリオにアイルの土地と牧草地譲渡
修道院長とウィリアム・ウィンターヘイとのホルトンをめぐる最終和解
ラルフ・モントソレルがクレイハンガーの土地、森、牧草地の権利放棄
ウィリアム・サンドがウォルター・ラヴニィへ修道院の荘園内のシーの土地譲渡
ヒュー・ドレイトンがドレイトンの放牧地の権利放棄
修道院長はロバート・モントソレルのイルミンスター法廷にての年2度の訴訟を承認
修道院長はニコラス・ピッグのイルミンスター法廷にての年2度の訴訟を承認
ジョン・ヒルクームがダウリッシュの土地と牧草地譲渡
サイモン・ヒルクームがシーの8エーカーの土地とホルトミードの牧草地譲渡
サイモンがハンドレッドやイルミンスター法廷の奉仕免除のため年2シリング支払い
サイモンがシーの3,5エーカーの土地譲渡
ウィリアム・ラヴニィがトレンデルミードの1エーカーの牧草地譲渡
ヴィック放牧地への修道院長の不法占有についてジョン・パーラムと和解
リチャード・マーティンにファイヴヘッドの1ヴァーゲイトを譲渡することで最終和解
ウィリアム・ゴラファとバートンの半ヴァーゲイトをめぐる最終和解
エマ・ディリングトンがディリングトンの9エーカーの土地譲渡
ラルフ・モントソレルが蠟燭年1ポンドを納入
トーマス・コーツが修道院へ蠟燭年1ポンドを納入
トーマスの息子ウィリアムがno.78を確認
ウィリアム・コーカーが修道院へ蠟燭年1ポンドを譲渡
イルチェスター司祭リチャード・ハモンが修道院へ蠟燭年1ポンドを譲渡
ハースト領主トーマス・ケイパースが修道院へ年地代3シリング納入
ピーター・ノーフォークと妻ジーバが、年地代3シリング納入するno.82を承認
ジーバが夫の同意を得てイルチェスターの屋敷地を譲渡
ラルフ・ホージーがヴェラムの牧草地から年地代2シリング納入
ストーウィ領主リチャード・ワリーズがストーウィの2エーカーの土地譲渡

56	1240 年頃	ウォルター	チャーター
57	1225	リチャード	カイログラフ
58	1231	リチャード	チャーター
59	1252-74	ジョン	チャーター
60	1262	ジョン	チャーター
61	1195-1235	リチャード	チャーター
62	1263	ジョン	カイログラフ
63	1257	ジョン	チャーター
64	1258	ジョン	チャーター
65	1277	ウィリアム	チャーター
66	1277	ウィリアム	カイログラフ
67	1282	ウィリアム	カイログラフ
68	1195-1235	リチャード	チャーター
69	1252-74	ジョン	カイログラフ
70	1252-74	ジョン	チャーター
71	1262	ジョン	カイログラフ
72	1252-58	ジョン	チャーター
73	1238	ウォルター	最終和解譲渡
74	1219	リチャード	カイログラフ
75	1225	リチャード	カイログラフ
76	1195-1235	リチャード	チャーター
77	1250 年頃	ウォルター	チャーター
78	不明	不明	チャーター
79	不明	不明	確認
80	不明	不明	チャーター
81	1226	リチャード	チャーター
82	不明	不明	チャーター
83	不明	不明	チャーター
84	不明	不明	チャーター
85	1274	ウィリアム	チャーター
86	1255	ジョン	チャーター

群最古であるイネ王のアイル（・アボッツ）譲渡によるマツチエルニー修道院創建チャーターである。nos. 1〜4はそれ以外の所領に関して年代順に配列されている。no. 1「イネ王によるイルミンスタアの二〇ハイド譲渡」がこれらの第一番目に配置されたのはイネ王を創建者とした修道院の意図があり、またA群作成時に最も関心のある所領がイルミンスタアだったからであると推測され

る。

次に配置されたのが一一七五年―一二八二年の nos. 8〜104諸文書である。no. 8はその約一〇〇年間で最も古いヒュー修道院長期（一一七五―一九〇）のバース司教関連文書であるが、しかし続く nos. 9〜104は年代順に配置されていない。最初の nos. 8〜11がサマートン教会、no. 12はイルミンスタア教会、no. 13はアイルなどの教会についてな

キャサンガー領主ジェフリ・スコイランドがアイルモアの1エーカーの牧草地譲渡
ジェフリ・ロレングが厨房へ香辛料年1ポンドあるいは6ペンス納入
マティルダ・コーティンがアダム・ガリースヘイルチェスターの2つの保有地を譲渡
アダムはマティルダの同意により修道院長へ no. 89 を譲渡
ジョン・モレンディノがイルミンスターの4,5エーカーの土地と牧草地譲渡
ヒュー・スミスがラルフ・ダイヤーヘブリッジウォーターの半バーゲジの土地譲渡
ラルフの息子ウィリアムがブリッジウォーターの半バーゲジの土地譲渡
修道院長が司祭の息子ウォルターにブリッジウォーターの屋敷地を譲渡
修道院長がイルチェスターのロバート・ブランに家屋を譲渡
修道院長が no. 95 のロバートの娘マティルダにイルチェスターの家屋、2,5エーカーの土地譲渡
ロバート・ウィドランドが修道院へ譲渡した土地をラルフ・モントソレルが確認
修道院長が代理司祭禄とともにサマートン教会を保有
修道院長はサマートン教会のためサマートン王領地から小麦、干し草を受領
ハーコットの半ヴァーゲイトの土地は修道院長保有のサマートン教会に所属
審問のためサマートンから選出された騎士名
マーッチェルニー島の特権について
審問のためアブディック・バルストーンハンドレッドから選出された騎士名
修道院がもつイルミンスターの市場特権などについて
ベルトハンがパレット川の漁場権を譲渡
イネ王が修道士ベガへハムの1ハイドとパレット川の漁場権を譲渡

of *Muchelney and Athelney in the County of Somerset* (Somerset Record Society, 1899) より作成した。

111-137 のC群は割愛した。

dom は「覚書」、Composition は「和解」、Ordinance は「布告」、Agreement は「合意」、Final con-
した。

87	1252-74	ジョン	カイログラフ
88	不明	不明	チャーター
89	不明	不明	チャーター
90	不明	不明	チャーター
91	不明	不明	チャーター
92	1252-74	ジョン	チャーター
93	1252-74	ジョン	チャーター
94	1252-74	ジョン	チャーター
95	1204	リチャード	チャーター
96	1205	リチャード	チャーター
97	1257	ジョン	確認
98	1280	ウィリアム	審問調査報告
99	ク	ク	ク
100	ク	ク	ク
101	ク	ク	ク
102	ク	ク	ク
103	ク	ク	ク
104	ク	ク	ク
105	708	フロダ	チャーター
106	702	フロダ	チャーター

※表は E. H. Bates, *Two Cartularies of the Benedictine Abbeys*

※ナンバーはペイツに依る。

※nos. 107-110は本稿でのB群、nos. 1-106はA群で、nos.

※受領者が修道院長の場合、省略した。

※分類はペイツに依る。Confirmationは「確認」、Memorandumは「最終和解譲渡」、Quitclaimは「権利放棄」と訳

ど、すべてバース司教関連でまとめられている。また末尾諸文書 nos. 98〜104は、一二八〇年のサマートンやイルミンスターなどに関する領主特権審問調査報告⁽⁴⁶⁾である。これらの中間の nos. 14〜97も年代順ではなく所領別、有力土地保有者別など、テーマ別にほぼまとめられている⁽⁴⁷⁾が関連性のない文書も時々挿入されている。

最後に配置されているのは nos. 105、106のアングロ・サク

ソン期チャーターで、それまでとは異なるインクで書かれている。no. 105は俗人が漁場権を修道院長に譲渡したので、no. 106はイネ王が修道士に一ハイドと漁場権を譲渡したチャーターであり、いずれも譲渡規模が小さい。また王ではなく俗人による譲渡や、修道院長ではなく修道士宛の譲渡であったため、最初は些細なものとして片付けたが後に思い直して追加したものか、あるいはno. 104転

写後発見した文書を写したものかも知れない。異なるリンクで書かれているため後者の可能性が高いと考えられる。

以上のようにA群の一〇六の文書はマツチエルニー修道院の創建と諸所領譲渡に関するアングロ・サクソン期のチャーターから始まり、パース司教関連文書が続く。その後も年代順ではなくテーマ別にある程度まとめられて審問調査報告で終わり、最後に後から発見されたアングロ・サクソン期のチャーターが追加されている。A群は一二八〇年審問調査時に古文書転写の必要性を感じたウィリアム修道院長か、あるいはそれを聞き知っていた次のラルフ修道院長が、修道院に在ったそれまでの諸文書を集めさせ一人の書記に写させたもの⁽⁴⁸⁾と考えるのが今のところ最も妥当であろう。

三章 アングロ・サクソン期チャーターの「偽作」時期と「偽作」理由

それでは、二章で述べた年代、分類・内容、構成をもつA群の諸文書のうちアングロ・サクソン期チャーター nos. 1、2、7はいつどのような理由で偽作されたと考えられるであろうか。no. 1はイルミンスター⁽⁴⁹⁾の土地を修道

院長へ譲渡したもので、no. 2はカリートファイヴヘッドのストーウィなどの土地を、no. 7はアイルの土地を譲渡したものであり、アングロ・サクソン期のチャーターのうちこの三通のみに詳細な古英語境界条項が付いている。その記述に基づき研究したグランディヤステイヴァンソンによればその地所は八四ページの地図⁽⁴⁹⁾のようになる。

以下では各修道院長期に区切り、その時代に nos. 1、2、7チャーター偽作の蓋然性がみられるかどうかを古英語境界条項と証人リストを含む本文に分けてA群諸文書から検討する。古英語境界条項と本文を分けて考察するのは、前述のようにそれらが同時期に作成されたとは限らないからである。まず最多の文書が残るリチャード修道院長期を考察する。

三一― リチャード修道院長(一一九五―一二三五) 期

リチャード修道院長期の文書は二八ある。それらは、イルミンスターの諸所領に関するもの、リベル家に関連するもの、アイル所領(以下「所領」を略す)に関するものの三つに大きく分けられる。それぞれを検討しよう。

三十一― イルミンスター関連文書

以下に要約した nos. 12、27、41、42、57、58、68、76 計八文書がイルミンスターに関するものである。また C 群 no. 129 がリチャード修道院長期のイルミンスター関連文書となっている。

no. 12 (一二〇一年) バース司教がウエルズ教会参事会員 員 禄 (prebend) として修道院長によるイルミンスター教会保有を承認

no. 27 (一二〇二年) クリステイーナ・ヴィックがシールなどの土地を修道院長へ譲渡

no. 41 (年代不明) ロジャー・プライアがダンポールから年一六シリングを修道院長へ譲渡

no. 42 (一二〇〇年) コンスタンス・プライアがダンポールの一フアローングの土地を修道院長へ譲渡

no. 57 (一二二五年) ユースタス・ダウリツシュがダウリツシュの土地を修道院長へ譲渡 (牧草地との交換)

no. 58 (一二三二年) ロバート・フォックスカムからアツシュウエルの地代年四シリングの受領 (引き換えに修道院長は三マルク支払う)

no. 68 (年代不明) ジョン・ヒルクームがダウリツシュ

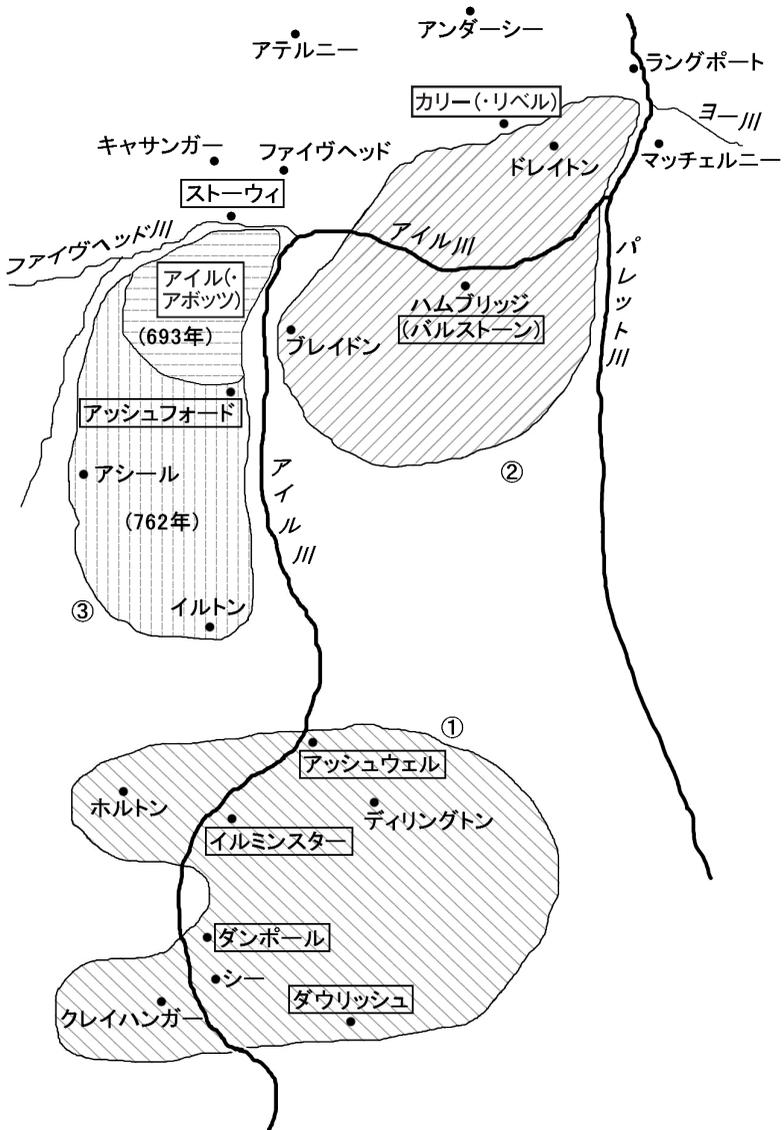
アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題

の土地と牧草地を修道院長へ譲渡

no. 76 (年代不明) エマ・デイリングトンがデイリントンの九エーカーの土地を修道院長へ譲渡

no. 129 (一一九五年―一二一三年)⁽⁵¹⁾ ウィリアム・ラヴニイからアツシュウエルの地代年八シリングと生産物などを修道院長は受領

一〇八六年ドウムズデイ調査によれば、マツチェルニー修道院はイルミンスターに二〇ハイドの土地を保有していた。⁽⁵²⁾ しかしその所領(地)名は記載されていない。その約一〇〇年後、リチャード修道院長はイルミンスターのシー、ダンポール、ダウリツシュ、アツシュウエル、デイリングトンの土地譲渡などを得た。ここで no. 1 の古英語境界を見ても、ダウリツシュ、ダンポール、アツシュウエルの地名が出てくる(地図中の①)。これらの地名は境界表示のために使用されているものである。しかしもしその他の意図があるとすれば、リチャード修道院長がダウリツシュ、ダンポール、アツシュウエル所領獲得のためその名を挙げた可能性が高い。⁽⁵³⁾ あるいは一〇八六年に名が記載されていない二〇ハイドの所領とはダウリツシュ、ダンポール、アツシュウエルを含んでいたのかも知れない。その後それらの所領の権益が侵された



〔地図〕 ①イルミンスター (no. 1)、②カリー (・リベル) (no. 2)、③アイル (no. 7)

ため、リチャード修道院長期に一〇八六年当時の修道院所領 (no. 1) を創作し既得権益を主張しようとしたのかも知れない。

次に no. 1 チャーターの本文をみてみよう。

「マツチエルニーのフロダ修道院長とキリスト共同体へイルミンスターと呼ばれる地の二〇ハイドを (terram videlicet que appellatur Yennister xx manencium Frody abbat et Christi familie que in Myclencya)」譲渡したとあり、エドワーズはこのハイド数に注目する。そして七一八世紀の真正チャーターのハイド数は一〇八六年ドウムズデイ当時のものと一致しないことが普通であると言⁽⁵⁵⁾う。しかし no. 1 のハイド数は一致している。この点から no. 1 を偽作と考えるなら、一〇八六年以降の偽作ということになりリチャード修道院長期がまさにそれに該当している。

以上、イルミンスター関連文書を no. 1 古英語境界および本文と合わせて考えてみると、イルミンスターの諸所領獲得のためあるいは既得権益を主張するためリチャード修道院長期に no. 1 本文、境界条項とも偽作された可能性があると言えよう。

三一―一―リベル家関連文書

続く nos. 28、29、30、31、32、37、50 そして nos. 14、16、33、34、74 計一三文書はリベル家と関連があるものである。

no. 28 (一一一三年) リチャード・リベル (子) (一一

七七年頃―一二二二年) が、父リチャードが二一年に確認した (no. 109) ダウンヘッドの騎士役奉仕義務を修道院長に確認

no. 29 (一一一一年) リチャード・リベル (父) (一一

五二年頃―一二二三年) と修道院長とのダウンヘッドの騎士役奉仕をめぐる最終和解譲渡

no. 30 (一二二〇年) リチャード (子) は修道院長へパ

ルミードの三エーカーの牧草地と年一二ペンスを譲渡

no. 31 (一二二五年) リチャード (子) は修道院長へ、

(カリー・リベルの北) アンダーシーからリチャード・バルガリチャード (子) に納入すべき年地代一マルクを譲渡

no. 32 (一二二二年) no. 31 を証明するリチャード (子) の手紙

no. 37 (年代不明) リチャード・バルは修道院長へア

ンダーシーから年三シリングを譲渡
no.58⁽⁵⁸⁾ (一二二二年—一二四二年) ヘンリー・オルティ

アック(リチャード(子)の女婿)が、アブデイ
ックとバルストーンのハンドレッドのドレイトン、
アイル、ファイヴヘッドなどの人々に、規則違反
やエール販売をすれば罰金四ペンス以下を科料

リベル家はヘンリー二世時代に台頭した家系である。

リチャード・リベル(父)が一六六六年に王領地カリ
ーとラングポットを受領し、またキャメルのダウンヘッド
をマツチェルニー修道院から保有したと思われる。⁽⁶⁰⁾ この
ダウンヘッドの騎士役奉仕をめぐり一二二一年 (no.29)

以前から修道院と対立し、それは約九〇年後一二九七年
ラルフ修道院長と最終的に決着をみた。ラルフ修道院長
時代にカーチュラリーB群 no.109 (一二二一年。リチャー
ド・リベル(父)がダウンヘッドの騎士役奉仕を確認)
と no.110 (一二九七年。リチャード(父)の孫の孫ヘンリ

ー・オルティアックがダウンヘッドの騎士役奉仕を確
認)が続けて配置されているのは、この no.109 での問題が
no.110 までには解決していたことを物語る。この九〇年間
修道院はリベル家と確執が続いていたのであるうか。A
群を見る限りリチャード後、ウォルター、ジョン、ウイ

リアムの三人の修道院長の文書でリベル家に関するもの
は皆無である。おそらくリベル家の権勢はリチャード修
道院長期に最高潮を迎え、それ以降は相続人に恵まれな
かったこともあり衰退していった。⁽⁶¹⁾ しかしダウンヘッド
問題は解決をみないままラルフ修道院長期一二九七年に
最終的な解決に至ったものと思われる。⁽⁶²⁾

リベル家は一一六六年以降リベルの名が冠されること
となったカリリー・リベルをおそらく本拠地とし、no.50に
よれば一三世紀半ば前にはアブデイツク・バルストー
ン・ハンドレッド⁽⁶³⁾のドレイトン、アイル、ファイヴヘッ
ドなどの人々に規則違反の罰金を科す特権をもっていた。⁽⁶⁴⁾
一〇八六年王領地であったカリリーはバルストーン・ハン
ドレッドの中心地で、おそらくアブデイツク・ハンドレ
ッドにも特権を行使し、すなわちアブデイツク・バルス
トーン・ハンドレッドは実質一つの単位と考えられてお
り、⁽⁶⁵⁾一一六六年にカリリーを王から得たりベル家がその特
権を引き継ぎ、一三世紀前半にも特権を行使していたと
思われる。リベル家が行使していた特権の全容は不明で
あるが、少なくともドレイトン、アイル、ファイヴヘッ
ドなどの人々に規則違反の罰金を科す権利をもっていた
のは no.50 から確かである。⁽⁶⁶⁾

ここでチャーター no. 2 の本文をみてみると、「付属物とともにカリーの土地の半分を (*terra que dicitur Curia ex omnibus rebus in animantibus, in silvis, in pascuis, in pratis, in capturis, nec non et in rebus quibusque minimis firma atque perpetua donacione facultatis nostre dimittetatem*) 譲渡」したとある。「カリーの土地の半分」とは古英語境界条項から実際にはカリー・リベルの南のドレイトンと、アイル川の南、アイル川とパレット川に囲まれた地域であろうと思われる(地図中の②)。ドレイトンは一〇八六年当時マツチェルニー修道院が保有していたが、リチャード修道院長期にもドレイトンを保有していたかどうかは不明である。しかしカリー・リベルに南接しており、一一六六年にリベル家がカリーを獲得後、修道院がドレイトンに保有する所領や特権がリベル家により脅かされた可能性が考えられる。そしてそのドレイトンの規則違反金は一二二二年直後にリベル家が得ていた(no. 50)。アイル川南のハムブリッジはかつてのバルストーンで⁽⁶⁷⁾おそらく罰金を科す権利はこの地にまで及んでいたと思われる。またドレイトンの南西ブレイドンは、リチャード修道院長期一二二八年頃ヒュー・モントソレルが修道院長へ譲渡する(nos. 14、15、⁽⁶⁸⁾16)ま

で修道院の保有所領ではなかった。リチャードは no. 2 古英語境界条項を創作することにより、ドレイトン、バルストーン(ハムブリッジ)、ブレイドンを含む地域における権利主張を補強することを画策したのかも知れない。本文にはドレイトンの地名ではなくリベル家の本拠地名「カリー(・リベル)(の土地半分)」が挙げられている。リチャード修道院長はリベル家を思い起こさせるカリーという地名を使うことでリベル家に対抗し、古い時代から修道院がその所領を保有していることを主張しようとしてチャーター本文を偽作したとも考えられる。前述のようにグランデイによれば古英語境界条項は一一五〇年—一二五〇年に作成されたものであり、リチャード修道院長期もそれに該当する。

さらに no. 2 本文には「ストーウイの五ハイドを譲渡」したとある。ストーウイはファイヴヘッド地方の所領である。ファイヴヘッドのストーウイがリチャード修道院長期に誰の保有であったかは不明である。一〇八六年のドームズデイにも記載がない。後年一二五五年にストーウイ所領の領主であったリチャード・ワリーズがジョン修道院長へこの土地を譲渡している(no. 86)ことを考えると、同所領はリチャード修道院長期にはワリーズ家の

ものであったのかも知れない。一〇八六年、同じファイヴヘッドのキャサンガー所領をマツチエルニー修道院は保有していたことから、修道院はファイヴヘッド地方に古くから何らかの権益を有していたことがわかる。しかしリチャード修道院長は一二一八年頃キャサンガーの権利を放棄し、それはローサム家保有となった⁽⁶⁹⁾ (nos. 33、34)。さらに一二一九年リチャード修道院長は、リチャード・マーティンにファイヴヘッドの一ヴァーゲイトの土地の権利を譲渡している (no. 74)。このようにリチャードはかつてのようにファイヴヘッド地方の土地保有権をもつことができないう事態となっていた。しかもファイヴヘッドの規則違反金はリベル家が得ていた。そこで no. 2 本文の「(ファイヴヘッドの) ストローウイ譲渡」を創作したのかも知れない。

一方、本文には次のような文がある。「またムーダという名の俗人が持っていた六ハイドの土地を (et sextam mansam quam habuit laicus nomine Mida) (修道院へ) 譲渡した」。この六ハイドの土地がどこかは判明しない。ムーダが誰であるかについても不明である。もしこの土地がマツチエルニー修道院やリベル家、ワリーズ家、ローサム家などと無関係なものであれば、有力土地

保有家系に対抗するためにこの土地譲渡を記述する必要はない。このように、「ムーダの土地」については状況証拠から結論は出せないが、「カリーの土地半分」や「(ファイヴヘッドの) ストローウイ」と書かれている部分については、古英語境界条項やリベル家の特権領から推測するに、リチャード修道院長長期に創作された可能性が高い。

以上のように no. 2 古英語境界条項、本文はおそらくリチャード期の偽作と言えるのではないだろうか。

三一―一三 アイル関連文書

最後にリチャード修道院長期のアイル所領をめぐる関連文書を見てみよう。それはリチャードがトーマス・アルボモナステリオにアイルの土地と牧草地を譲渡した no. 61 チャーターと、no. 9 のバース司教が修道院にサマートン教会の代理司祭祿 (vicarage) を確認した二文書である。no. 9 については説明を要するが、その説明はマツチエルニー修道院の北西部に位置するアテルニー修道院との関係抜きには語れない。まず事実関係を確認しよう。アングロ・サクソン期六九三年にマツチエルニー修道院長はイネ王よりアイル (・アボツツ) の三ハイドを得た。

また七六二年にキネウルフ王が八ハイドを修道院長に譲渡したのは、アストンによればイルトン、アシールを含む地域であり、それらを合わせばno.7の古英語境界と一致する(地図中の③)。一〇八六年のドウムズデイではアイル・アボツツをマツチエルニー修道院が保有しているが、しかしイルトン、アシールはアテルニー修道院の保有となつている。アテルニー修道院長ベネディクト(一一九八―一二二七)が、マツチエルニー修道院とアテルニー修道院を管轄するバース司教ジョセリン(一二二〇―四二二)に、イルトン教会の聖職推挙権(advowson)をウエルズ聖堂参事会員録とするために与えていることから、一三世紀初、リチャード修道院長期にもイルトンはアテルニー修道院所領であつたと思われる。イルトンはまわりをほとんどマツチエルニー修道院所領が囲んでおり、しかもイルトンはアテルニー保有となる以前(七六二年)にはマツチエルニー修道院のものであつたから、リチャード修道院長はイルトン所領獲得を欲していたと推測できる。一方、マツチエルニー修道院はアテルニー修道院とサマートン教区をめぐって対立関係にあつたように思われる。マツチエルニーの言い分によればヘンリー一世時代からサマートン教会の代理司祭禄は

同修道院に与えられていた(no.98)。そしてno.9によればリチャード修道院長時代初期、バース司教サヴァリツク(一一九二―一二〇五)によりサマートン教会の代理司祭禄が確認されマツチエルニー修道院が主張していた古くからの権利が認められた。しかしその後一二二二年、王が聖職禄授与権を行使したため、再び、リチャードは権利確認を必要とした。しかしリチャード期にはそれはかなわず歿後四年一二三九年にジョセリン司教により確認された(no.10)。その時アテルニー修道院長ロジャー(一二二七―四五)は、内容は不明だがサマートン教会の一部の取り分を得た。⁽⁷⁶⁾アテルニーは前述のように一三世紀初めに、ジョセリン司教にイルトンを与えたおかげで司教の愛顧を受け、一二三九年サマートン教区の取り分を得る運びとなつたのかも知れない。アテルニーの画策は一二三九年以前リチャード修道院長の頃からあつたとも考えられる。イルトンにせよ、サマートン教区の権利にせよもとはマツチエルニーに属する⁽⁷⁷⁾と考へていたりリチャードはアテルニー修道院に敵対心をもつたであろう。そこでアテルニー修道院が当時保有していたイルトンも含めたかつて(七六二年)のアイル所領の境界を付けたno.7を創作したのではないだろうか。またアイル

は三一一―二で述べたようにリベル家が規則違反金を科すことのできる特権地域であった。リチャード修道院長はアテルニー修道院およびリベル家対抗策としてno. 7の古英語境界を創作し、アイル地方に保有していたかつての既得権益を主張しようとしたのかも知れない。

no. 7本文に関しては「アイルの一〇ハイド」を譲渡されたとある。六九三年のイネ王による譲渡三ハイドと、七六二年のキネウルフ王による八ハイドを加えると約一〇ハイドになる。リチャードはno. 7本文を偽作しイルトンを含めたアイル地域の一〇ハイドの保有を改めて強調しようとしたのかも知れない。このようにリチャード修道院長期にはno. 7を偽作する理由が複数存在していたのである。

以上のような三一一―一、三一一―二、三一一―三の諸文書以外にリチャード修道院長期には、サマートンの八エーカーがマッチェルニーの聖具係に譲渡されたもの(no. 38)、バートン(カリー・リベルとファイヴヘッドの間)の半ヴァーゲイト(no. 75)と二ポンドの蠟燭(no. 81)を得た文書、イルチェスターのブラン家に家屋と二、五エーカーの土地を与えた(nos. 95、96)もの計五つの文

書がある。

しかし今までみたように、リチャード修道院長期の二八文書のほとんどがイルミンスター、リベル家、アイルに関するもので、それはそれぞれno. 1、no. 2、no. 7の古英語境界条項をリチャード期に創作する理由を大いに推測させるものであった。また各チャーターの本文を偽作したかも知れない。

三一二 その他の修道院長期

最後にリチャード修道院長期についても検討してみよう。リチャードの前任者ヒュー修道院長の文書はno. 8のみである。リチャードに続くウォルター修道院長期(二二三七―五二)の諸文書にはマッチェルニーから遠く離れた所領に関する文書が多く、そこからはnos. 1、2、7の偽作につながる理由は見当たらない。ジョン修道院長期(一二二五―二七四)も積極的な偽作理由が見当たらない。ジョン修道院長期にはイルミンスターの諸所領を譲渡されているが、それは前々修道院長、前修道院長時代からの着実な保有地集積の結果であるように思われる。またno. 2チャーターの地名ストウイの領主が一二五五年ジョン修道院長に土地を譲渡している(no. 86)が、こ

の頃までにはリベル家の権勢はすでに衰退しており、リベル家對抗策として no. 2 を偽作したとも思われない。またアテルニー修道院とも一二五四年和解し、マツチエルニー修道院はアテルニーからサマートン王領地の十分の一税を得た (no. 11)。最後のウイリアム修道院長期 (一二七四—一九四) の文書の半分は一二八〇年審問調査報告書で主にサマートンやイルミンスターについて審問を受けている。従っておそらくウイリアムも nos. 1、2、7 の偽作には無関係である。これら各修道院長の文書については表を参照されたい。

以上、マツチエルニー・カーチュラリー A 群文書全体を検討した結果、アングロ・サクソン期チャーター nos. 1、2、7 はリチャード修道院長期に創作・偽作された可能性が最も高いと言えよう。その理由は、古いアングロ・サクソン時代からの特権やあるいは一〇八六年当時に修道院が保有していた所領に関する既得権益を、特にリベル家やアテルニー修道院のような新たな土地・特権保有者に対して主張するためであったように思われる。

おわりに

以上のように、先行研究の文書形式学的方法によりチ

ャーター自体の情報から偽作とされた三通のアングロ・サクソン期チャーターを、当該チャーターが収録されているカーチュラリー A 群全体から検討した結果、ノルマン征服後一二〇〇年頃リチャード修道院長期 (一一九五—一二三五) に修道院の既得権益主張のため偽作された可能性が高いことがわかった。

中村敦子氏は「一一、一二世紀は中世全般のなかでもヨーロッパ各地でおびただしい偽文書が作成され、中世偽作の最高潮の時代ともされる」とし、偽文書が生み出された背景についてサザン、ブルック、サールらの研究を紹介する。それによると、一二世紀はヨーロッパ各地で司教や世俗権力者が伝統的修道院の権益を攻撃し始めた時代であった。イングランドにおいても所領権益の混乱状況を生み出したノルマン征服後、特にアングロ・サクソン時代起源の古い修道院において所領剥奪の脅威に対して文書証拠により既得権益を確実化することで対抗しようとした。そして法的手続きの発展をみるヘンリー二世時代 (一一五四—一八九) 偽文書作成の最盛期を生んだのである。同時期にあつて、マツチエルニー修道院はリチャード一世 (一一八九—一九九)、ジョン王 (一一九一—一二一六)、ヘンリー三世 (一二一六—一二七二) 治

世の政治的混乱の中にあつた。またマツチエルニーを管轄するバース司教サヴァリックは、グラストンベリー修道院の修道士たちの反対にあいながら一一九三年に同修道院長となり、また一一九七年に司教座をバースからグラストンベリーへと移した。修道士たちはローマ教皇へ訴えたが、結局教皇はサヴァリックを支持した。しかしサヴァリック歿後一二〇六年に司教となったジョセリンは一二一九年に再び司教座をバースへ戻すこととなった。マツチエルニー修道院もこの間の騒動に巻き込まれた可能性がある。⁽⁷⁹⁾ このような管轄司教座の不安定性も背景に、前述のように有力土地保有者に対抗するため、nos. 1、2、7が偽作されたと言えるのではないだろうか。

以上本稿では、文書形式的な方法により偽作とされたチャーターをそれが収録されたカーチュラリーの他の文書と合わせて分析した結果、先行研究では推測し難かつたチャーターの偽作時期や偽作理由を考察することができた。そしてさらにそれが必要とされ偽作された時点でのマツチエルニー修道院が置かれた状況を浮かび上げながら、その当時に関する歴史諸研究を補充することができたのではないかと思われる。

今後は本稿で留保したno. 3チャーターに関して考察を

進めたいと考へる。

註

- (1) C. Hough, 'Legal and Documentary Writings', in P. Pulsiano & E. Trehanne eds., *A Companion to Anglo-Saxon Literature*, Oxford, 2001, pp.170-87, p.178.
- (2) 一葉の獣皮紙に書かれ現存する最古のオリジナルのチャーターは六七九年ケンント王国のフロスヘレ王によるものである。
- (3) D. Whitlock, *English Historical Documents* vol. 1 c.500-1042, London, 1955, pp.337-49. マン・ウィリアムズ「チャーター、告知文書」そして手紙 — 「征服」前のイングランドにおける文書史料 — 鶴島博和・春田直紀編著『日英中世史料論』日本経済評論社、二〇〇八年、三九一六七頁、参照。
- (4) G. R. C. Davis, *Medieval Cartularies of Great Britain*, *A Short Catalogue*, London, 1958, p.xi.
- (5) 鶴島博和「カーチュラリーの世界 — 保管と記録」、鶴島博和・春田直紀編著前掲書、二八九—三一二頁、二九〇頁。
- (6) 岡崎敦氏は「個人或いは法人によって作成される、それら自らに固有に属する文書史料のコピーの集成であり、作成者は、冊子或いはより稀には巻物に、その財産及び諸権利に関する権利証書及びその歴史或いは管理に関する史料を、その保存の確保及び参照の便宜のために、完

全に或いは時にして抜粋の形で、転写或いは転写させるといふ定義を採用している(岡崎敦「フランスにおける中世古文書学の現在、カルチュレル研究集会に出席して」『史学雑誌』一〇二一、一九九三年、八九―一一〇頁、八九頁)。

(7) M. Aston, 'An Archipelago in Central Somerset: The Origins of Muchelney Abbey', *Somerset Archaeology and Natural History* 150, 2007, pp.63-71. 七〇〇年頃のマッチェルニー近辺の地形や修道院の実体を探っている。

(8) D.D. Knowles, C.N.L. Brooke & V.C.M. London eds., *The Heads of Religious Houses England and Wales 940-1216*, Cambridge, 1972, pp.56-7.

(9) E.H. Bates, *Two Cartularies of the Benedictine Abbeys of Muchelney and Athelney in the County of Somerset*, Somerset Record Society, 1899, p.1. しかし、ハイヴィストとエドワーズは一二世紀末マッセル(G.R.C. Davis, *op. cit.*, p.77, no.685, H. Edwards, *The Charters of the Early West Saxon Kingdom*, Oxford, 1988, p.198)。

(10) 一五三八年マッセルニー修道院は解散され、一五七〇年ハートフォード伯エドワード・セイモアがこのカーチュラリーを所有、一七世紀初めにはアリスバリー伯の手に渡り、一九七〇年競売にかけられBritish Library所蔵となり現在Add MS 56488として保管されている。カーチュラリーは縦二四センチ×横一七センチ、まず一世紀半ばの頌歌がフォリオ五枚に書かれ、フォリオ六、七がB群、フォリオ八―七〇がA群、フォリオ七十一―八一

アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題

がC群を形成している(フォリオ七三、フォリオ八〇裏は空白)。A群は縦一九センチ×横一一、五センチ内に二六行前後ゴシック・ブックハンド字体により書かれている。赤字で題が二―三行続いた後、本文最初の大文字のみが赤か青で彩色されている。A群最後に追加された異なるインクによるチャーター二通を、エドワーズは〈A〉とは別の書記のものとしているが(H. Edwards, *op. cit.*, p. 198) 同し字体でしかも前文書に続けて書かれたフォリオとは折じ字体が分かれたため、別の書記によるものであっても書記〈A〉の時代に書かれたものであろう。そこで本稿ではA群に収録された文書として扱う。B群はカーシヴ・アングリカーナ字体で書かれ題や大文字の彩色はない。フォリオ六裏、七表がA群の内容リストとなっている。フォリオ六表、七裏・七表、七裏は文字の大きさなどが微妙に異なるが同一人物によって書かれたように見える。インクの色は同一で少なくとも同時期に書かれたのであろう。B群に挙げられたA群リストは七九で、A群一〇六の文書すべてがリスト化されているわけではない。リストからはA群冒頭のアングロ・サクソン期チャーター七通や末尾の一二八〇年審問調査報告七文書、その他の文書が抜けている。A群初めの諸文書が多く抜けていることから、最初の計画ではすべてのリストを作成するつもりではなかったが途中から逐一リスト化しようと考え直したのかも知れない。リストは二ページにきちんと収まりリスト化のためのA群文書選択はスペースの問題だったのかも知れない。一四四

- 五年以降最終的に綴じられた際、B群はA群リストが付いていたためA群の前に配置されたのであろう。
- (11) ベイツ前掲書では、W. H. Stevenson がマンゴロ・サクソン期チャーターを転写し、注釈を付けている。その他の文書はE. H. Bates が英訳と注釈を担当している。ベイツの英訳は一部は完訳、長い文書は要約されている。
- (12) 鶴島博和前掲論文、二一九頁。
- (13) P. Chaplais, 'Some Early Anglo-Saxon Diplomas on Single Sheets: Originals or Copies?', *Journal of the Society of Archivists* 3, 1968, pp. 63-87 参照。
- (14) ベイツはA群文書を nos. 1-106、B群のリスト以外の文書を nos. 107-110、C群文書を nos. 111-137と番号を付け、本稿もそれに倣う。
- (15) S. 249 は P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: An Annotated List and Bibliography* (London, 1968) のリストナンバー。現在はオンライン版 Electronic Sawyer で新しい研究成果も見られる (<http://www.esawyer.org.uk/about/index.html>)。
- (16) 現在のカーリー・リベル。一一六六年前にはカーリート呼ばれていた。他にもカーリートと呼ばれる地名があるが、本稿ではカーリー・リベルを指す。
- (17) ファイヴヘッドは地名でも地名としても使用される。
- (18) 現在のアイル・アボッツ。文書によってはアイルがアイル・アボッツを含む近辺の地名として使用される。本稿では地方名の場合アイル、地名はアイル・アボッツと表記する。no. 5 はアイルと書かれているが、実際はアイル・アボッツを指しており、() に入れて補った。
- (19) エルフウォルド司教に関しては本文七一頁で述べる。
- (20) その一葉は現在トーンマンの Somerset Record Office に DD/SAS PR502 として保管されている。
- (21) 各研究者の見解については 95 (9. 20) は <http://www.esawyer.org.uk/charter/240.html> 参照。同様に 261, 1176, 244 のコメント参照。
- (22) H. Edwards, *op. cit.*, pp. 197-208, E. H. Bates, *op. cit.*, pp. 36-7.
- (23) 最近では C. Gathercole (*An Archaeological Assessment of Ilminster*, Somerset County Council, 2003, p. 4) が中世最早のチャーターとして一〇世紀の偽作を述べた。
- (24) G. B. Grundy, *The Saxon Charters and Field Names of Somerset*, Somersetshire Archaeological and Natural History Society, 1935, pp. 138-42. ホワートロックに於ける詳細な古英語境界条項の初出は八一四年のチャーターで、一〇世紀には通常見られるようになるが、それらはしばしばカーナエラリーのチャーターに追加されたものである (*op. cit.*, p. 338)。
- (25) E. H. Bates, *op. cit.*, p. 38. P. Chaplais, 'The Authenticity of the Royal Anglo-Saxon Diplomas of Exeter', *Bulletin of the Institute of Historical Research* vol. 39, no. 99, 1966, pp. 1-34, p. 5. エドワースは no. 2 を詳細に検討するところなく「おぼやかく真正」と述べている (*op. cit.*, p. 207)。
- (26) 福音書への記載がノルマン征服後の実践かどうかについては疑わしい。D. Jenkins & M. E. Owen, 'The Welsh

Marginalia in the Lichfield Gospels, *Cambridge Medieval Celtic Studies* 5, 1983, pp. 37-66, p. 65.

P. Wormald, *The Making of English Law* vol. 1, Oxford, 1999, p. 187, no. 103.

(27) G. B. Grundy, *op. cit.*, p. 131-3.

(28) E. H. Bates, *op. cit.*, p. 49.

(29) F. M. Stenton, *The Latin Charters of the Anglo-Saxon Period*, Oxford, 1955, pp. 14-6.

(30) H. P. R. Finberg ed., *The Early Charters of Wessex*, Leicester, 1964, p. 142, no. 492. Electronic Sawyer は「シャローン司教エルフウォルド」(958×964—978)あるいはクレマント司教エルフウォルド(953—972)のいずれも可能とする。

(31) no. 3 でエルフウォルドはマッチェルニー修道院の修道士たちを統轄する者として記述される(「ut Alfwold presul egregius vita comite eidem presidat monasterio monachosque inibi...」E. H. Bates, *op. cit.*, p. 40)。証人リストにもその名が挙げられている(「Ego Almuold corroboraui」)。

(32) H. P. R. Finberg, *op. cit.*, p. 142, no. 489, D. D. Knowles, C. N. L. Brooke & V. C. M. London eds, *op. cit.*, p. 56 に九六四年の修道院長名として no. 3 を根拠に Alfwold が挙げられている。しかし no. 7 のエルフウォルド「司教」が同じ修道院長かどうかについての言及はない。Electronic Sawyer は no. 3 をシャローン司教エルフウォルドとする。

アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題

(33) G. B. Grundy, *op. cit.*, pp. 136-8.

(34) 岡崎敦前掲論文「八九—一一〇頁」。

(35) A. J. Kostlo & A. Winroth eds., *Charters, Cartularies, and Archives: The Preservation and Transmission of Documents in the Medieval West*, Proceedings of a Colloquium of the Commission Internationale de Diplomatique, Tronto, 2002.

(36) 岡崎敦前掲論文、参照。松尾佳代子「カルチュレルを読む—十二世紀初におけるサン・メクサン修道院とリューニヤン城主」『史料』八八—二〇〇五年、一五—一三七頁、参照。

(37) 松尾佳代子同「一一〇頁」。

(38) 以下が一〇文書である。

B 群
no. 107 (一一六六年) ジョン修道院長がマッチェルニーの聖具係ヘイストモアの六エーカーの牧草地を譲渡

no. 108 (一一七七年) ウィリアム修道院長がマッチェルニーの厨房へ牧草地、屋敷地などを譲渡

no. 109 (一一二一年) リチャード・リバル(父)がダウンヘットの騎士役奉仕を確認

C 群
no. 112 (一一八〇年以後) サマートン教会などに関する覚書

no. 115 (一一五九年) トマス・パララムがヴィックのチャペルに土地や牧草地を譲渡
no. 116 (一一五九年) バース司教による no. 115 の検分

九五 (四一一)

- no. 123 (一二七一年) カリー・リベルのチャペルの権利をめぐりウォルター主任司祭と和解 (no. 23 参照)
- no. 126 (ウィリアム一世期) デイリングトンをめぐり和解
- no. 127 (一二四二年) サイモン・グリンッドハムへチュエルワースの権利放棄
- no. 129 (一一九五―一二一三年) ウィリアム・ラヴニイからアッシュユエルの地代年八シリングと生産物などを受領
- (39) H. Edwards, *op. cit.*, p. 207.
- (40) 修道院長在位期間は D. D. Knowles らの前掲書、D. M. Smith & V. C. M. London eds., *The Heads of Religious Houses England and Wales 1216-1377* (Cambridge, 2001) を参考にした。
- (41) このリチャードは在位期間二年と短く文書も残していない。(二) のリチャードと同一人物の可能性もある。本稿では以後リチャード「修道院長と言う場合」(二) のリチャードを指し、(三) のリチャードは考察対象外とする。
- (42) 一一〇〇年直前の文書が C 群 no. 126 として一通存在する。
- (43) カイログラフは一つの文書形態で、「一葉の羊皮紙に同一の内容を二度以上書き記し、境目に付された文字(典型的には《CYROGRAPHVM》)を横切って切り離れた複数一組の文書を指す」(森貴子「中世初期インタラントにおけるカイログラフの登場 社会背景説明に向けた予備的作業」『愛媛大学教育学部紀要』第五七巻、二〇一〇年、一一三―一五六頁、一一三三頁)。
- (44) 松尾佳代子前掲論文、一一九頁。
- (45) 岡崎敦氏は「ヨーロッパ中世の寄進文書」〔歴史学研究〕七三七号、二〇〇〇年、一三―三三頁、十九頁) において、カーチュラリーの構成は、「一般に、発給者別、時間順、所領別の三種に分類される」と述べる。
- (46) 領主特権を主張するものは各地に巡回する王の裁判官の前に出頭、「いかなる根拠にもとづいて」(Quo warranto) 特権を行使しているか権限を明示せねばならなかった。nos. 98-104 は一二八〇年大巡回裁判での答弁の写しである。
- (47) テーマの順序は重要度によるものではないように見える。様々な地域の所領別文書に土地保有家系別の文書が挿入されている。
- (48) しかし集める際あるいは転写の際漏れた文書もあり、それらは後に B 群、C 群に追加された。(註 38) 参照。
- (49) 地図中の□内はチャーター本文、古英語境界条項に記載されている地名。地図中①の境界の起点は東部で (East on estewarde)、「その後時計回りに主に森、丘、川、道、木などの自然物が境界標示にあらわれている。原文古英語の「doveish」(現在のダウリツシュ)もおそらくダウリツシュ川を指していたであろうし、「dunnepool」(現在のタンポール) も Dunna's pool (E. H. Bates, *op. cit.*, p. 36) 'Down Stream (pool)' (G. B. Grundy, *op. cit.*, p. 140) という池あるいは小川を指していた。当時それらが地名として通用していたのかは不明であり、また catshaw (small wood) など現在確実には特定できない場所もある。しかし考古学的調査などによりグランディはほ

とんどの場所を推定している。本稿ではそのような推定地をつなぎ、特定できる地名を取り上げて境界地図を作成した。①の作成には以下の二著を参考にした。E. H. Bates, *op. cit.*, pp. 36-7, G. B. Grundy, *op. cit.*, pp. 138-42。地図中の②、③も同様の方法で図化した。②の境界条項はバレット川の西側、ラングポートの南を起点とし反時計回りで表わされている。E. H. Bates, *op. cit.*, pp. 38-40, G. B. Grundy, *op. cit.*, pp. 131-33 参考。地図中③について、グランドテュは境界標示が実際の地形に合わないとして、一部の文章は転写の際配置換えられたと推測し、③のような境界を考えている。E. H. Bates, *op. cit.*, pp. 48-9, G. B. Grundy, *op. cit.*, pp. 136-38 参考。

(50) (年代不明) は日付の記載がないもの。しかし人名などから当該期と確定できる。

(51) このチャーターの証人リストにリチャード・リベル(父) (一一五二年頃—一二一三年) の名が挙げられていることから no. 129 は一二一三年までに作成されたものである。

(52) C. Thorn & F. Thorn, *Domesday Book Somerset*, Chichester, 1980, 9-3.

(53) リチャード以降ウォルター、ジョン両修道院長もイルミンスタアの諸所領から土地を譲渡されたが、そこにダウリシュ、ダンポール所領は記載されていない。リチャード以降の修道院長にとってダウリッシュ、ダンポール所領問題はこのリチャード修道院長期にすでに決着していたために、両所領の譲渡がないのかも知れない。ウォ

アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題

ルター修道院長は、イルミンスタアのクレイハンガー (nos. 18、20)、ホルトン (no. 52) を譲渡され、ジョン修道院長は、アシュウエル (nos. 59、60)、クレイハンガー (no. 63)、シー (nos. 69、71) を得た。

(54) E. H. Bates, *op. cit.*, p. 35. なおクラストンベリー修道院チャーター 525 には 'Yennister, XX, Frody, abbat, Myleneya の文言が異なるのみで他はすべて同一である。

(55) E. H. Edwards, *op. cit.*, p. 205. エドワーズは地名も通常一致しないと述べる。

(56) nos. 14、16、33、34、74 の要約は挙げないが、その内容については本文および表を参照。

(57) リチャード・バルはおそらくリチャード(子)のテナントであったのであろう。

(58) リチャード・リベル(子) は一二二二年歿。娘サビーナはヘンリー・オルティアック (一一九〇年頃—一二四二年) とそれ以前に結婚、no. 50 は日付の記載なく、また修道院長名もない。リチャード修道院長は一二三五年までの在位である。no. 50 が一二三五年以後一二四二年ヘンリー歿までの文書だとすれば修道院長はウォルターである。しかし no. 50 には「私や妻サビーナ、継承者たちまた老(義祖父)リチャード、若(義父)リチャードとその妻マーブル、祖先・子孫たちの魂の安寧のため」とあり、このようなチャーターは家督相続した際作成されることが多い。no. 50 は一二二二年義父の死直後に出された可能性のある、おそらくリチャード修道院長期の文書である。

(59) [qui de hominibus eorum sive sint liberi sive servi de

dratium de Vie vel de fihide et cetero in hundred de Abbedic vel de Bulestan propter assissas fractas et are venditionem] Bl. Add MS 56488, fols. 43v-44r. ノール販売以外にどのような規則に違反した場合であるかは不明である。

- (60) E. H. Bates, *op. cit.*, p.63. 一〇八六年、キャメルはマシナエルニーが保有していた。
- (61) 一二四二年のヘンリー歿後は妻サビーナ(不明—一二五四年)がリベル家の財産を相続し、サビーナ歿後は彼らの孫ヘンリー(一二五二年頃—一二三二年)がおそらく後見人のもとでリベル家を継いだ。
- (62) その後間もなく、遅くとも一二三七年にはリベル家はダウンヘッツを放棄していった(E. H. Bates, *op. cit.*, p.111)。
- (63) 一〇八四年頃のGeld Inquestではアプディック・ハンドレッドには一四所領、バルストーン・ハンドレッドには七所領あった(S. C. Morland, 'The Somerset Hundreds in the Geld Inquest and their Domesday Manors', *Somerset Archaeological and Natural History* 134, 1990, pp. 95-140, pp. 100-101)。
- (64) ベイツは「リベル家はこれらハンドレッドのフランチャイズ(特権)をもっていた」と述べる(E. H. Bates, *op. cit.*, p. 73, no. 50)。
- (65) アストンにすれば、アプディック・ハンドレッドの中心地はイルトンで、バルストーン・ハンドレッドの中心地はカリーであった。しかし一〇八六年ドゥームズデイ

当時は実質一つの単位と考えられていた。例えばアプディックのマシール所領はバルストーンのカリーへ毎年三〇ペンス支払う義務があったのである。二つのハンドレッドはもとものが広大な王領地であったのであるようにマストンは述べる(M. Aston, 'An Early Medieval Estate in the Isle Valley of South Somerset and the Early Endowments of Muchelney Abbey', *Somerset Archaeology and Natural History* 152, 2009, pp. 83-103, pp. 94-7)。

- (66) しかし、このno. 50の文書をなせマシナエルニー修道院が保管していたのであるうか。no. 50はチャーターであり、「私ヘンリー・オルティアックは以下のことを与え承認し」の現チャーターにより確認した(Ego Henricus de Ortiaco dedi concessit et hac presenti carta mea confirmavi)とどう文に続いて「一方で私と私の相続人たちが、そして私の主人(領主)マツチエルニー修道院長たち—彼らは事情により相対していた—との間で永遠に平和の賜物をもつために (pro bono pacis habendo impertumum inter me et heredes meos ex una parte et dominos meos abbates de muchelney qui pro tempore fuerint ex altera)」と、リベル家とマツチエルニー修道院との対立関係を暗示する文章がある。修道院長が領主とは何を意味しているのであるうか。修道院長がリベル家保有の所領の領主なのか、あるいは修道院長がこのハンドレッドの領主でリベル家がベイリフ(代行人)ということを示しているのであるうか。いずれにせよハンドレッドの規則違反の罰金を四ペンス以下でリベル家が科すチャー

ターを修道院が保管していたのは、この件を領主として承認したからである(no. 50の原文は BL, Add MS 56488, fols.43v~44r)。

- (67) E. H. Bates, *op. cit.*, p.6. バルストーン・ハントレムズはこの名に因む。

- (68) no. 15は一二二八年ヒュー・モントソレルが修道院へブレイドンの土地などを譲渡したチャーターで、証人リストにヘンリー・オルティアックの名が挙げられている。ベイツはリベル家のヘンリーがブレイドン地方の数所領の領主であったと述べる (E. H. Bates, *op. cit.*, p. 53)。

- (69) ローサム家はその代わりキャサンガールの生産物を毎年修道院へ譲渡するはすであったが滞りが生じ、再び係争が起き、一二六八年ジョン修道院長とローサム家との間で最終和解が成った (nos. 35, 36)。

- (70) アルボモナステリオ家 (Blancmusters) はアイル近辺おおよそファイヴ・ハットに土地をもつてた (E. H. Bates, *op. cit.*, p. 77)。

- (71) M. Aston, *op. cit.*, 2009, pp. 90-1.

- (72) 一二〇六一九年バース・グラストンベリー司教。一二一九四二年バース司教。マツチェルニー修道院とマテルニー修道院は当時この司教管轄区内に在った。

- (73) W. Page ed., *A History of the County of Somerset* vol. 2, Oxford, 1911, pp. 99-103.

- (74) 一二九二一九七年バース司教。一二九七一二〇五年バース・クラストンベリー司教。

- (75) R. W. Dunning ed., *A History of the County of Somerset*

アングロ・サクソン期チャーターの偽作問題

vol. 3, Oxford, 1974, p. 147.

- (76) no. 10 「... to the Abbot and Convent of Athelneye their portion which of old they have been wont to take in the said parish.」 E. H. Bates, *op. cit.*, p. 50. その取り分とは後年一二五四年にサマートン王領地の十分の一税をマテルニー修道院がマツチェルニー修道院へ与えているので (no. 11)、十分の一税であったのかも知れない。

- (77) nos. 98~100の審問調査(一二八〇年)では、マツチェルニー修道院長が、古い時代からサマートン教会の代理司祭禄をもち教区の所領を保有していたことを主張し、確認された。

- (78) 中村敦子「ウィリアム制服王イングランド証書のなかの「偽文書」―ウエストミンスタ修道院宛証書から―」
國方敬司・直江真一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、二〇〇四年、一〇二―一二頁。

- (79) 修道院長はマツチェルニー修道院を管轄する司教の動向に関心をもっていたであろう。推測に過ぎないが修道院長はグラストンベリー修道院へ赴いたかも知れない。その際にはグラストンベリーのチャーターやカーチュラリーを見た可能性がある。R. Sutherland-Harrisはグラストンベリー修道院とバース司教とのこの騒動に、双方とも優位に立とうとチャーターやカーチュラリーまた年代記のような記録が使われたという興味深い指摘をしている (‘Authority, Text, and Genre in Accounts of Diocesan Struggle: The Bishops of Bath and Glastonbury and the Uses of Cartulary Evidence’, in S. Kangas, M. Korpiola &

A. Tuija eds., *Authorities in the Middle Ages : Influence, Legitimacy and Power in Medieval Society*, Berlin, 2013, pp. 107-22)。

(80) no. 1のみは前述のようにエドワーズが偽作時期と偽作理由を推測している。